



活動報告: 子育て支援セミナーを開催しました

本紙の2月号でお知らせしました北海道里親会連合会と中央地区里親会の共催による「子育て支援セミナー」が3月11日(土)13時30分から、江別市野幌公民館を会場として開催されました。参加者は大人と子ども合わせて総勢27名でした。冬季研修会から余り間がなく、年度末が近いという事情はありますが、もう少し参加者が多ければと思いました。



太田会長の挨拶に続いて、中央児童相談所の矢野主査から「里親制度について」をテーマとした行政説明がありました。主な内容は、①児童相談所の概要と相談の流れ、②社会的養護の体系と里親制度、③里親と養子縁組の違い、④里親と施設の比較、⑤里親養育上の課題、⑥里親の種類と登録までの流れ、⑦里親扶助費について等でした。里親制度について改めて復習をすることが出来ました。



伊藤恵里子さん

セミナーの後半は、浦河ひがし町診療所副院長の伊藤恵里子さんによる「安心できる子育てのために」と題したお話を聴きました。伊藤さんは診療所のソーシャルワーカーとして病気や様々な困難を抱える親たちとミーティングを重ねながら、子どもや親にとって安心な暮らしのための地域づくりを目指して、学校や養護施設などでも活動を進めています。参加者ひとり一人が「最近〇〇に凝っている××です」と話すユニークな自己紹介や「私の苦労自慢」で場を和ませてから、物事の認知の仕方によって気持ちや身体の状態、それに伴う行動が変わることを事例を交えて説明し、認知(受け止め方、感じ方)の大切さについて話されました。機会があれば、もっと多くの方にも聴いていただきたい貴重なセミナーでした。

お知らせ: 4月1日の人事異動で中央児童相談所の陣容が変わりました

職名	氏名	職名	氏名
所長	阿部 康子	一時保護係長	福井 秀俊
次長兼企画調整課長	伏見 弘子		辻村 美也子
地域支援課長	萩原 貴男		田中 まゆみ
地域支援係長	角 廣一		沼田 理恵子
	佐々木 かをり		(再)海藤 敏幸
	宮本 幸		(再)福祉 良知
	(再)飛渡 晋策	主任児童福祉司	射水 英郎
主査(庶務)	村田 みゆき	児童福祉司(虐待専掌)	阿部 孝美
	床井 敏明	児童福祉司(虐待専掌)	伊藤 嘉章
子ども支援課長 兼主任児童福祉司	渡辺 典子	児童福祉司	吉田 智睦
判定援助係長	加藤 真司	児童福祉司	白川 正一
	大内 八代以	児童福祉司	勝沼 智子
	中田 真由美	児童福祉司	若松 陽子
	秋葉 亜沙香	児童福祉司	土谷 麻紀子
	笹川 聖太	児童福祉司(一般職)	妹尾 郁子
	伊藤 愛	児童福祉司(一般職)	工藤 久子
	(再)梶原 敦	児童福祉司(一般職)	永江 友也
企画調整課主査(政策調整・主査)	矢野 敦	児童福祉司(一般職)	西森 里絵
	高橋 好栄		

転出入の詳細についての情報は得られませんでした。転出・退職された方には「お世話になりました」とお礼申し上げますとともに、転入された方には「これからよろしく願いいたします」。



新聞記事から： 社会的養護の柱に養子縁組を 社会全体の覚悟と決意が必要

日本財団会長・笹川陽平 (2017. 3. 21 産経ニュース)

欧米各国の社会的養護の柱の一つに、生みの親と暮らせない子供たちを引き取り、法的に実の子として育てる特別養子縁組がある。対するわが国は、社会的養護を必要とする子供約4万6千人(2014年)のうち約84%が乳児院や児童養護施設で、約16%が里親家庭やファミリーホームで暮らし、特別養子縁組はわずかに500件前後にとどまる。



〈まずは施設から里親委託へ〉

日本も採択する国連の「児童の代替的養護に関する指針」を見るまでもなく、子供は家庭的な環境で育つのが望ましく、特別養子縁組こそ最善の福祉と断言している。その普及に向け、わが国も社会的養護の在り方を抜本的に見直していく必要がある。

政府は15年春に閣議決定された少子化社会対策大綱で19年度末の里親委託率を22%に設定するとともに、昨年の児童福祉法改正では養子縁組に対する相談・支援を児童相談所の主要業務に位置付け、議員立法による養子縁組あっせん法の成立で民間の養子縁組あっせん団体も届け出制から許可制に変わった。

里親委託を増やす一方、民間あっせん団体の透明性を高め、官民一体で特別養子縁組を増やす狙いと理解する。ただし養子縁組は双方のマッチングなど難問も多く、短期間の大幅増は難しい。

当面は乳児院、児童養護施設から里親への移行が政策目標となる。現に年間4500件の特別養子縁組が成立する英国、同5万件の米国も現時点では社会的養護の71~77%を里親に頼っている。しかし両国とも最終的な目標はあくまで特別養子縁組だ。里親委託は恒久的な家族が見つかるまでの経過措置と位置付けている。

〈児童相談所機能の分割強化を〉

それでは、わが国で養子縁組を普及させるには何が必要か。ポイントの一つは、子供の措置(委託)先を決める権限を持つ児童相談所の機能強化である。現在、全国の都道府県、政令指定市に計207カ所設置され全体の職員数は1万人を超える。

しかし里親・特別養子縁組に対応する常勤専任職員を配置しているのは86カ所、14年に児童相談所の関与で特別養子縁組に進んだ件数も82件にとどまる。一方で同年に児童相談所が相談対応した児童虐待・非行は15年前の7.6倍に当たる約8万9千件、対応能力は限界に来ている。虐待・非行も里親・養子縁組も避けて通れぬ重要テーマである。

人事異動の多い一般行政職ではなく、約3千人の児童福祉司や社会福祉士、臨床心理士など専門職員を増やすと同時に双方の機能を分け、総合力をアップする必要がある。

施設や里親のもとで暮らす子供たちと養子縁組希望者の情報を全国的に集約し、双方のマッチングを広く調べることを可能にするネットワークの整備も欠かせない。情報が増えればその分、養子縁組が成り立つ可能性も上昇する。(中略)

〈優先されるべきは子供の幸せ〉

乳児院の子供3千人のうち610人は親の面会が一切なく、親の責任が放棄された状態にある。こうしたケースに関しては親権を制約できるような法的枠組みも必要と考える。何よりも子供の幸せが優先されるべきは言うまでもない。

仮に施設から里親、さらに特別養子縁組への移行が進み、全国136カ所の乳児院や603カ所の児童養護施設で働く約2万人の職員に余力が出れば、子供の反発や問題行動に悩む里親家庭に対する支援組織や「子育て世代包括支援センター」といった総合的な相談組織の整備も前進しよう。

日本の家族関係社会支出を国内総生産(GDP)比で見ると、年金など高齢者関連の社会支出が10.4%と経済協力開発機構(OECD)加盟国の平均7.4%を大きく上回るのに対し、子供関係は1.35%と各国の半分以下となっている。世界のトップを切って高齢化が進む日本の現状を反映しているともいえるが、次世代を担う子供の育成の重要性を考えるとバランスを欠く気もする。

要する費用は半端ではないが、数字の上では施設より里親委託、養子縁組の方がコストは低い。子供が健全に育てば次の時代を支える宝にもなる。

必要なのは社会全体の覚悟と決意である。 4月4日の養子の日を前に改めて思いを強くする。